

栗原市指定給水装置工事事業者講習会及び

栗原市排水設備指定工事店事務連絡会

日 時 令和6年3月12日（火）

午前10時（市内事業者）

午後2時（市外事業者）

場 所 栗原市役所金成庁舎やすらぎセンター
「多目的ホール」

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 説 明

- (1) 漏水に伴う水量認定及び減免制度について . . . 資料1
(経営課お客様係)
- (2) 給水装置工事に関する留意事項について . . . 資料2
(施設課給排水係)
- (3) 水道法施行規則改正について . . . 資料3
(施設課給排水係)
- (4) 排水設備工事に関する注意点について . . . 資料4
(施設課給排水係)
- (5) 給水装置・排水設備共通の注意点について . . . 資料5
(施設課給排水係)
- (6) 給排水完成検査について . . . 資料6
(施設課給排水係)
- (7) 水洗化促進の各種助成制度について . . . 資料7
(施設課給排水係)
- (8) 上下水道管理図面の申請について . . . 資料8
(施設課給排水係)
- (9) 合併処理浄化槽事業（市設置型・個人設置型）
の申請の注意点について . . . 資料9
(施設課下水道施設係)

漏水に伴う水量認定及び減免制度

1 制度概要

(1) 水道

水道メーター以降の給水設備の破損等による漏水で、その漏水が明らかであり、かつ、やむを得ないと認めるときは、その修繕を行い、認定を受けようとするものの申請により修繕済みであることの実を確認の上、使用水量を認定する。

(2) 下水道

水道等の漏水で、その修繕を行い、公共下水道等への排除が認められない場合にやむをえないと認めるときは、減免を受けようとするものの申請により修繕済みであることの実を確認の上、使用料を減免する。

2 対 象

(1) 対象者

水道及び下水道共に認定及び減免を受けようとするもの（一般的には「使用者」）
※必ずしも使用者や修繕を行ったものではない。

(2) 期 間

原則、次のいずれかの2箇月を対象期間とする。

- ① 漏水修繕が完了した翌2箇月
- ② 漏水修繕が完了した当該請求月を含む2箇月
- ③ 漏水修繕が完了した翌々月以降の2箇月

※修繕に期間を要したものは、漏水修繕完了以前の2箇月とする場合がある。

(3) 対象となるもの

① 共 通

相当の注意をもってしても発見が困難なもの（善管注意義務の範囲内）

② 水 道

地下又は建物等の構造物の内部での漏水

給水用具又は給水管（給湯管を含む）の故障又は破損等による漏水

③ 下水道

公共下水道等への排除が認められない場合

※「水道が対象外」となる場合でも、公共下水道等への排除が認められない場合は「対象」とする。

(4) 対象とならないもの**① 水道**

- 当該使用水量が前 4 箇月又はその前年同期 4 箇月の平均使用水量以下のもの
(例) 4 箇月平均 30 m³ 当該使用量 28 m³
- 客観的に給水用具又は給水管 (給湯管を含む) の漏水を確認できるもの
(例) 蛇口、ボールタップ、外部から視認できる給水管 (給湯管を含む) 等
- 給水用具の操作不良
(例) 水抜栓の操作不良等
- 水道水等に熱を加える装置
(例) 給湯器、温水器、製氷機、クーリングタワー、太陽熱温水器、ボイラー等

② 下水道

- 当該使用水量が前 4 箇月又はその前年同期 4 箇月の平均使用水量以下のもの
- 公共下水道等への排除が認められる場合

3 申請手順等**(1) 流れ**

- ① 修繕 ⇒ ② 申請書類の作成 ⇒ ③ 提出 ⇒ ④ 審査 ⇒ ⑤ 決定通知

(2) 申請書類

- ① 使用水量認定申請書
- ② 下水道使用料減免申請書 (下水道使用料のみの申請の場合に提出)
- ③ 修繕工事完了報告書
- ④ 請求書等の写し
- ⑤ 写真 (漏水箇所を特定するもの、修繕後の状況等)

4 認定及び減免となる水量**(1) 水道 (認定)****① 検針水量が平均以上 10 倍未満**

$$\begin{aligned} \text{認定前水量} - \text{平均水量} &= \text{漏水算定根拠水量} \\ \text{漏水算定根拠水量} \times 4 \text{分の} 1 &= \text{使用者負担水量} \\ \text{平均水量} + \text{使用者負担水量} &= \text{認定水量} \end{aligned}$$

② 検針水量が 10 倍以上

$$\begin{aligned} \text{認定前水量} - (\text{平均水量} \times 10 \text{倍}) &= \text{漏水算定根拠水量} \\ \text{漏水算定根拠水量} \times 10 \text{分の} 1 &= \text{使用者負担水量①} \\ ((\text{平均水量} \times 10 \text{倍}) - \text{平均水量}) \times 4 \text{分の} 1 &= \text{使用者負担水量②} \\ \text{使用者負担水量①} + \text{使用者負担水量②} &= \text{認定水量} \end{aligned}$$

栗原市水道使用水量の認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗原市水道事業給水条例及び栗原市水道事業給水条例施行規程に定めるもののほか、水道使用水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 使用水量の認定の基準は次のとおりとする。

(1) 水道使用者が給水装置の管理について、善良な管理人の注意をもって管理した場合で、次の事項に該当するときは、使用水量の認定を行うことができる。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を超えた場合に限る。

ア メーター故障及び鉛管腐蝕等による漏水の場合（凍結破損は除く）

イ 地下漏水の場合（破損等）

ウ 水抜栓漏水の場合（接合部破損、パッキン不良等）

エ 不可抗力による漏水の場合

(2) 次の事項に該当するときは、使用水量の認定は行わない。

ア 使用者が故意に給水装置を損傷した場合

イ 使用者が漏水の事実を知らずながら修理依頼を怠った場合

ウ 使用者側の都合で修理を延期した場合

エ 市長から給水装置の改善命令が出ているにもかかわらず、改善を怠った場合

オ 水抜栓の操作不良による漏水の場合（半開閉）

カ 蛇口等の目に見える部分での漏水の場合

キ 水道水に熱を加える装置での漏水の場合

(認定対象期間)

第3条 前条の規定により使用水量を認定する対象期間は、2箇月とする。

(認定申請)

第4条 使用水量の認定を受けようとするときは、使用水量認定申請書に指定給水装置工事事業者の修繕工事完了報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定水量の計算)

第5条 認定の計算は、使用者からの使用水量認定申請書及び指定給水装置工事事業者からの修繕工事完了報告書等を参考にして、当該使用水量から前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を差し引き、その水量に4分の1を乗じた水量に前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を加えて算出するものとし、算出の結果2つの水量がある場合は、いずれか少ない水量をもって認定水量とする。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量の10倍を超えた部分については、10分の1を乗じるものとする。

第6条 この要領に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるときは、これを認定することができる。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、施行日前のものには適用しない。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行し、平成24年6月使用分から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の栗原市簡易水道事業等給水条例の規定により計量した使用水量については、施行日以後においても改正後の栗原市水道使用水量の認定取扱要領に規定する使用水量の認定の基準とすることができる。

3 施行日前までに改正前の栗原市水道使用水量の認定取扱要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前までに改正前の栗原市水道使用水量の認定取扱要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

栗原市漏水等による下水道等排出汚水量認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗原市下水道条例及び同条例施行規則等に定めるもののほか、漏水等による下水道等排出汚水量の認定及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 漏水等による排出汚水量の認定を行うことができる場合は、当該公共下水道等の使用者が善良な管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 栗原市水道使用水量の認定取扱要領第2条中ア～エの事由に起因するときで、公共下水道等への排除が認められないとき。
- (2) 特殊な原因による漏水等で、公共下水道等への排除がなく、市長が特に必要があると認めたとき。

(排出汚水量の認定)

第3条 漏水等による排出汚水量の認定は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 認定しようとする日の属する月前4箇月間の平均使用水量と前年同期の平均使用水量のいずれか少ない方をもって認定排出汚水量とする。
- (2) 前項使用実績のない場合等については、事実を考慮の上認定する。

(認定申請にかかる必要書類)

第4条 前項の規定による使用料の減額又は免除の申請は、下水道等使用料減免申請書に、修繕工事完了報告書等を添えて提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるときは、これを認定することができる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、施行日前のものには適用しない。

使用水量認定申請書

令和 年 月 日

栗原市長 殿

住所

氏名

TEL

※署名（本人（法人又は団体の場合は、代表者）

が署名できない場合は、記名押印）してください。

私所有の給水装置が故障し漏水いたしましたので、使用水量を認定して下さるよう申請いたします。

なお、漏水箇所は下記の指定給水装置工事事業者で修繕いたしました。

記

令和 年 月 検針分

検針時の使用水量	m ³
指定給水装置工事事業者名	

※使用水量・料金のお知らせ（検針票）の水量欄の数字をご記入願います。

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号		口径	
メーター番号		用途	
検針員			

今回指針		m ³
前回指針(-)		m ³
旧メーター使用量(+)		m ³
使用水量		m ³

様式第13号 (第20条関係)

下水道使用料減免申請書

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 () _____

※署名 (本人 (法人又は団体の場合は、代表者)
が署名できない場合は、記名押印) してください。

下水道使用料を減免されるよう、栗原市下水道条例施行規程第20条の規定により次のとおり申請します。

排水設備設置場所	栗原市
排水設備番号	第 号
減免区分	減額・免除
使用料の額	円 (年度 月分)
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他汚水 ()
申請の理由	
添付書類	

修繕工事完了報告書

令和 年 月 日

栗原市長 様

指定給水装置工事事業者名

※署名（本人（法人又は団体の場合は、代表者）が署名
できない場合は、記名押印）してください。

令和 年 月 日に依頼のあった給水装置の修繕工事を下記により完了しましたので、別紙請求書（写）及び工事写真を添えて報告します。

記

給水装置の所有者	住 所 _____ 氏 名 _____
修 繕 内 容	
修 繕 金 額	一金 _____ 円也 ※別紙請求書（写）及び工事写真を参照
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
備 考	

給水装置工事に関する留意事項

■給水装置とは

(用語の定義)

法第3条第9項 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

■給水装置工事の申込みについて

1. 給湯器以降の配管について

給湯器以降の配管等（お湯配管）についても上記記載の通り「給水装置」に該当します。従いまして、工事の施工についても指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。これまで給水装置工事の申込みにおいて、お湯配管の図面や資料等の提出を求めていませんでしたが、令和6年4月1日以降、設計審査および検査の対象といたします。給湯器以降の配管等（お湯配管）を設置するときは、平面図及び立面図並びに使用材料を記載した資料の提出が必要となります。

図面の記載方法としては、水配管を青線、お湯配管を赤線とするなど色分けし、配管状況が視覚的に分かりやすいような図示のご協力をお願いいたします。

2. 工事用水栓（臨時）について

新築等の工事の際、工事用水栓を設置する場合には、給水装置工事の申込みが必要となります。また、完成検査も行いますので、完成届の提出もお願いいたします。

3. 撤去工事について

建物の解体等に伴い給水装置を撤去する場合は、給水装置工事の申請が必要となります。撤去方法については、原則として配水管（本管）の分岐部分で止めていただきます。その他、止水方法についてはご相談ください。

既設メーターがある場合、必ず廃止届を提出するとともに、メーターの返却をお願いいたします。

※申請前に給水を「休止」とするか「廃止」とするかを確認を必ず行ってください。

※一度メーターを廃止とした場合、次回給水申込の際は加入金が必要となります。

4. その他申請時の留意点について

- ・平面図及び立面図について、新設管と既設管の図示をお願いいたします。

(例 新設配管を「実線」、既設管を「点線」とするなど)

- ・給水栓数が規定数を超える場合、井戸水から市水道への切替え工事で既設管を利用する場合などは、念書の提出をお願いいたします。

【2】工事施工について

1. 着手届の提出について

設計審査完了後、工事着工前に必ず着手届を提出願います。着手届は、新設・改造・撤去いずれの場合も必要となります。また、着手届提出の際、併せて手数料及び加入金の領収書の添付にご協力をお願いいたします。（施設課窓口でお支払いの際の添付は不要です。）

2. 逆流防止弁について

給水装置工事における逆流防止弁について、必ず取付けるようお願いいたします。また、改造工事等を行う場合、当該給水装置に逆流防止措置がなされていない場合は、必ず設置いただきますようお願いいたします。

3. 分水工事について

分水工を行う場合、必ず事前に分水予定日を上下水道部施設課へご連絡願います。職員の立会い等は不要となります。

鋳鉄管や鋼管から給水分岐の際は、サドル分水栓を用いた穿孔穴に対し、錆の発生による閉塞を防止するため、密着コアを取り付けてください。また、完成写真に取り付け状況の写真を添付願います。

分水時は、他の給水管の取付け口及び継手類から 0.3m以上離隔をとってください。

4. 水道メーターについて

φ13mmの水道メーターは、地区によってショート・ロングのタイプが異なります。どちらに該当するか、事前に現地確認をお願いいたします。

メーター設置位置及び高さについて、検針や交換作業が容易に行えるよう配慮をお願いいたします。特に、駐車場に設置する場合は注意してください。

5. 受水槽について

受水槽を設置する工事の場合、受水槽に入るまで（一次側）が審査～検査対象となりますが、受水槽以降の配管図の提出にご協力をお願いいたします。また、受水槽の手前に必ず管理用の水栓を設置してください。

6. 止水栓について

現状止水栓がない箇所を施工する場合、止水栓の新設にご協力をお願いいたします。

7. 埋戻しについて

埋戻しについて、管保護のため管の周辺部及び布設管上 10 cmまで砂を盛り、サンドクッションとしてください。また、完成届提出時、埋戻し状況の写真も添付してください。

【3】竣工について

1. 工事竣工後の確認について

給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類及び現地により、給水装置が構造・材質基準に適合していることの確認を行ってください。

また、給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行ってください。

2. 完成届の提出について

完成届は工事竣工後、速やかに提出してください。

平面図に止水栓位置のオフセットの記載にご協力をお願いいたします。

新たに分水を行った際は、分水位置のオフセットの記載をお願いいたします。

3. 完成写真について

完成届に添付する写真について、下記事項にご留意ください。

- ・材料検査写真
- ・埋設深度（民地内 600mm 以上）
- ・分岐等の継手部分
- ・埋戻し状況写真
- ・凍結防止施工
- ・器具取付状況
- ・水圧試験を保持した状況の写真、常用水圧を計測した写真
（新設：10MPa 15分、改造：常用水圧+0.1MPa 15分）
- ・メーター取付状況の写真
- ・メーター位置の写真（新設・移設の場合のみ）

4. 完成検査について

完成検査は、原則としてお客様へのお引渡し前に受けてください。検査当日は、万全な検査体制を整えるとともに、施工状況を説明できる主任技術者の出席をお願いします。

【4】その他

1. 既設メーターを工事用水栓として使用する場合について

既設メーターを工事用水栓として使用する場合、使用開始届にあらかじめメーター番号及び開始時指針をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

【資料 3】

水道法施行規則改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省第 164 号）が、令和 5 年 12 月 26 日に公布され、令和 6 年 3 月 31 日に施行されることとなりました。このことを受け、水道法施行規則の一部が改正となることから、周知いたします。

改正内容は下記の通りとなります。

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省第 45 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(給水装置工事主任技術者の選任) 第二十一条 (略) 2 (略) 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の規定による選任を行う場合において、 <u>選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u>	(給水装置工事主任技術者の選任) 第二十一条 (略) 2 (略) 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たっては、 <u>一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u>

○排水設備工事に関する注意事項

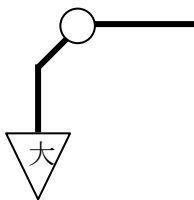
1. 申請について

- ・栗原市の汚水処理事業は、公共下水・農業集落排水・市設置型浄化槽の 3 事業があります。申請の際は申請場所の汚水処理エリアを確認の上、事業にあった様式で申請願います。
- ・屋根及びベランダ等に降った雨水は、雨とい等を経由して排除し、適切に分流願います。
- ・床下集合配管（排水ヘッダー工法）を使用する場合は、ヘッダーの仕様書の提出をお願いいたします。
- ・排水ヘッダーを使用する場合、中間記録の写真が必要となります。必要な写真は、各汚水発生箇所からヘッダー接続した全体写真、ヘッダーの勾配が分かる写真をお願いいたします。
- ・除害施設（設備）を設置する場合は、申請以外に除害施設の設置届の提出が必要となります。また除害施設の選定仕様書と計算書の提出が必要となります。

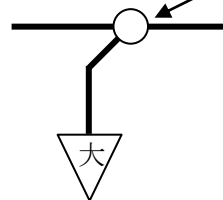
2. 設計について

- ・大便器からの汚水の接合は、起点の場合 45L マス、会合の場合は、汚物の逆流を防止するためストレートマス又は、45° 段差付きマスの使用をお願いいたします。

起点の場合



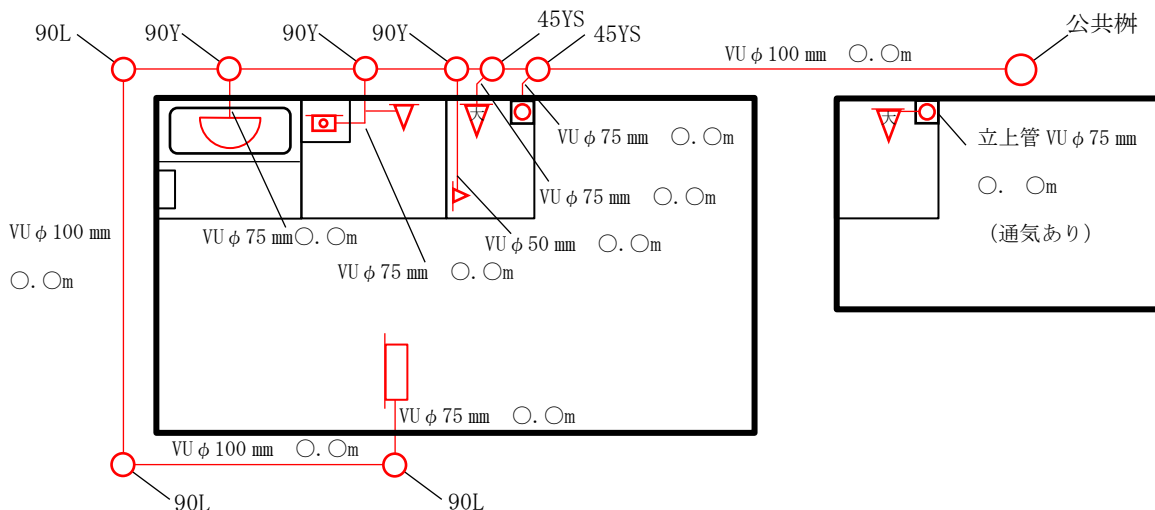
合流の場合



- ・樹脂製普通マスの場合
は 45° Y を使用する
- ・小口径マスは段差付き
45° YS を使用




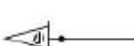



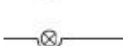





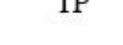




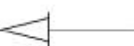












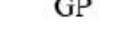






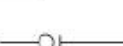

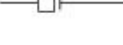




- ・土木工事費用明細については、施工規定に提出必須の記載がないため廃止します。
- ・平面図については、屋内排水設備の管種・口径及び、通気弁や掃除口等の記載をお願いいたします。
- ・平面図で使用する屋内排水設備の記号については、下水道排水設備指針と解説に記載されている記号の例を参考に記載をお願いいたします

【参考図】



- ・トラップについては、ほかのトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップ（器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような方法は）とならないようにお願いいたします。
- ・屋外排水設備のマスについては、起点、会合点、屈曲点等の必要な箇所に、設けるようお願いいたします。

【参考】下水道排水設備指針と解説に記載されている記号例

	大便器 (トラップ付)		分離マス		境界線 (黒または青)
	小便器 (トラップ付)		雨水マス (丸ます/角ます)		建物外壁 (黒または青)
	浴場		ドロップマス(雨水) (丸ます/角ます)		建物間仕切り (黒または青)
	流し類		TP 陶管		新設管 (合流管または 污水管)(赤色)
	洗濯機 (床排水、浴場に 排水してあるものは 除く)		ETP 陶製卵形管		雨水管 (緑色)
	手洗い器・洗面器		CP 鉄筋コンクリート管		撤去管 (黒色)
	床排水口		VP 硬質塩化ビニル管 (一般管)		既設又は在来管 (赤…合流管) (または污水管) (緑…雨水管)
	トラップ		VU 硬質塩化ビニル管 (薄肉管)		
	掃除口		EVP 硬質塩化 ビニル卵形管		GP 鋼管
	露出掃除口		LP 鉛管		CIP 鋳鉄管
	阻集器		浄化槽 (現場の形状に 合わせた大きさ、形)		FDP 耐火二層管
	排水管		底部有孔ます (丸ます/角ます)		FRPM 強化プラスチック 複合管
	通気管		公共污水マス		
	立管		公共雨水マス		
	排水溝		側溝(道路)		
	污水マス (丸ます/角ます)		トラップます (丸ます/角ます)		
	ドロップマス(污水) (丸ます/角ます)		雨どい		

3. 工事について

- ・排水管がやむを得ず露出になる場合は、VP管での施工を、お願いいたします。
- ・屋外排水設備の埋設については、[栗原市排水設備設計指針](#)に記載されている通り、砂基礎を5 cm以上敷きまた管の埋め戻しについては、砂および良質土での施工をお願いいたします。

※栗原市排水設備工事設計指針より抜粋

	宅地内	公道内	砂および良質土
土被り	20 cm以上	60 cm以上	
砂基礎	5 cm以上	10 cm以上	
埋め戻し	砂および良質土	管の周囲10 cm以上 砂埋め戻し	砂基礎

- ・汚水マスの設置個所については、上に覆うものがなく維持管理や清掃が可能な場所に設置するようにお願いいたします。
- ・工事途中に設計の変更が生じた場合は、排水設備等計画確認申請書記載事項変更届出の提出が必要となります。

4. 施工写真について

- ・埋設管の土被りが分かるような写真の提出をお願いいたします。
- ・マス写真については、[屋内排水設備の接続後の写真](#)での提出をお願いいたします。
- ・浄化槽接続の場合は、放流先の写真の提出もお願いいたします。
- ・浄化槽からの切替え工事の場合、浄化槽の廃止にかかる作業状況が分かる写真（例：[消毒作業、穴あけ状況や埋め殺し作業状況等](#)）の提出をよろしくお願いいたします。

5. 完成検査について

- ・完成届に提出は、工事の完了から[5日以内](#)に提出をお願いいたします。
- ・工事完成後は、排水設備責任技術者による[検査](#)を行って下さい。
- ・完成検査には、施工内容を把握している排水設備責任技術者の立会をお願いいたします。
- ・完成検査の日時等は、申請者への連絡を忘れずにお願いいたします。
- ・開始届は、使用を開始する前に[あらかじめ](#)の提出をお願いいたします。

6. その他注意事項

- ・公共マスは[市の所有物](#)ですので[原則撤去することはできません](#)。撤去する場合は申請を提出する前に事前に上下水道部施設課まで問い合わせください。
- ・やむを得ずホルソーを使用しなければならない場合は、事前に施設課へご相談ください。
- ・第三者の公共マスを利用して下水道に接続する場合は、事前に上下水道部施設課・経営課

へ、相談願います。

- ・浄化槽の塩素消毒剤開封については、排水設備施工業者が開封するのか、浄化槽施工業者が開封するのかを事前に打ち合わせしていただくようお願いいたします。
- ・浄化槽からの処理水を既設又は新設の雨水ますに放流する際は、雨水マス等から臭気が漏れないように措置し、また雨水排水管に消毒剤から発生する塩素ガスが逆流しないよう措置すること。
- ・物件設置許可証の指示事項に記載されていますが、物件設置許可申請のとおり、物件設置で整備した公共マスの審附の届出は、財産管理の為忘れずをお願いいたします。

○給水装置工事・排水設備工事に関する共通注意事項

1. 道路占用について

道路占用・公共物使用で必要となる提出書類は、表の通りとなっております。

必要書類	位置図		
	平面図		
	断面図		
	復旧図		
	現状写真		
	保安設置計画書		
	工程表（養生期間を含め本復旧まで記載すること）		
全面通行止時のみ		う回路図	
必要部数	道路占用	片側交互通行…3部	協議期間 3週間程度
		車両通行止め…5部	協議期間 2か月程度
	公共物使用	片側交互通行…3部	協議期間 3週間程度
		車両通行止め…4部	協議期間 2か月程度

《お願い》 県道からの取出し工事を行う場合は**必ず**、申請前に宮城県北部土木事務所栗原地域事務所に事前協議と占用書類の確認をしてください。

※市道・県道に関わらず、河川協議の有無を確認願います。

※占用書類を提出して分岐工事を施工した場合は、県道・市道に関わらず、本復旧写真の提出をお願いします。

※道路占用は協議に時間を要します。予め、余裕をもつての申請をお願いします。

2. 文化財協議について

- ・埋蔵文化財の協議については、給水・排水ともに民間工事になりますので、工事事業者及び指定工事店にて教育委員会教育部文化財保護課へ問い合わせいただくようお願いいたします。

遺跡範囲確認先 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

3. その他お願い

- ・道路占用の期間内に工事が終わらない場合、一ヶ月前に給排水係にご連絡ください。
- ・工期が予定より大幅に遅れる可能性がある場合、給排水係にご連絡ください。
- ・分水工を行う際、事前に施設課給排水係まで分水予定日をご連絡ください。

給水装置及び排水設備工事検査業務委託について

令和6年4月1日以降の給水装置及び排水設備工事の完成検査は、次のとおり業務委託することになりました。工事に係る手続き(確認申請・完成届等)の受付は、これまでどおり上下水道部で行います。変更点は、完成検査の検査員が委託業者になるところです。

1. 業務委託の内容

本業務は、完成した給水装置や排水設備が、市で承認した工事や資材使用がなされているか、法令に則っているかを、**現地でチェックシートや検査器具を用いて確認する作業委託**であり、**最終的な合否判断は事業管理者[栗原市]が、完成書類や検査チェックシートを確認のうえ行う**ものである。

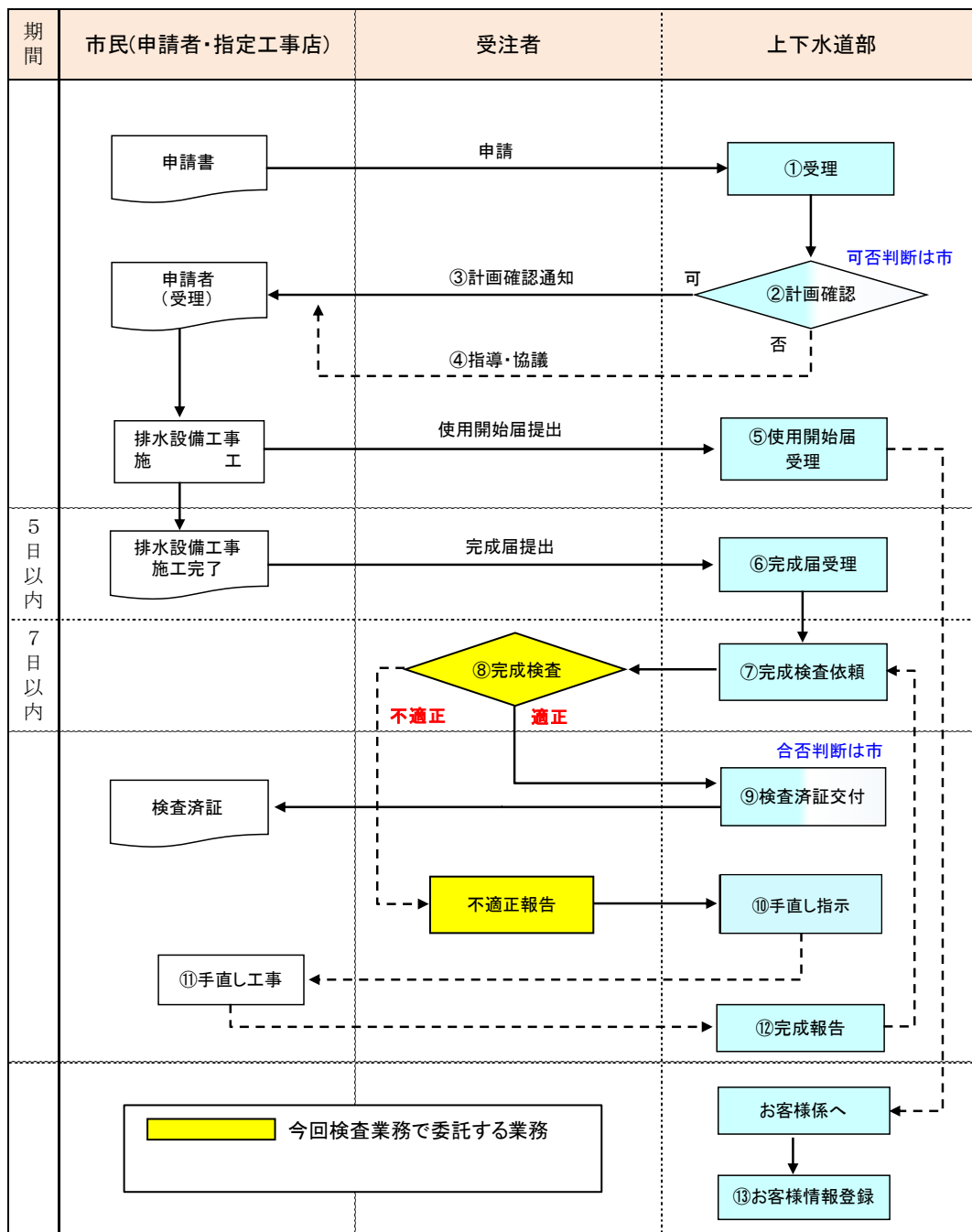
2. 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 受注者

栗原市管工事協同組合 Tel.0228-24-8562

4. 業務フロー



栗原市水洗化促進助成制度概要

【資料7】

補助名称	水洗便所等改造資金利子補給制度	排水設備設置工事費補助金交付制度	単独浄化槽切替助成事業	合併処理浄化槽切替助成事業
制定年度	平成17年度	平成18年度	平成25年度	平成27年度
改正年度及び内容	平成23年度：供用開始から3年以内の条件を撤廃	平成23年度：供用開始から3年以内の条件を撤廃 平成24年度：補助対象範囲の拡大 (50m以上→20m以上) 平成30年度：補助額上限の拡大 (10万円→20万円)		
補助対象事業	下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽事業	下水道事業 農業集落排水事業	下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽事業	下水道事業 農業集落排水事業
内容	くみ取り便所から水洗便所に改造する費用やこれらに伴う排水設備等に充てる費用を、市が指定する融資機関から融資を受けた場合、利子の一部を市が補給(支払い)する	宅地面積が広いために公共汚水ますまでの距離が遠く、工事費がかさむ方々を対象に、一定の条件に基づき排水設備工事費の一部を補助する(宅内排水設備の最下流合流ますから公共汚水ますまでの区間が20メートルを超える部分から、20mを減算した距離について、1メートル当たり3,000円を補助)	住宅の単独(し尿)浄化槽を廃止し、公共下水道等(公共下水道、農業集落排水施設、市設置型合併処理施設)に接続する世帯に補助金を交付する	住宅の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道等(公共下水道、農業集落排水施設)に接続する世帯に補助金を交付する
補助対象範囲	排水設備工事費に係る融資資金利子の一部	排水設備工事費の一部	単独浄化槽廃止経費及び排水設備工事費の一部	合併処理浄化槽廃止経費及び排水設備工事費の一部
1件当たりの補助額上限	排水設備工事費に係る融資資金額(100万円限度)の利子の年利3%を限度(償還期限5年以内のもの)	20万円	65歳以上の高齢者のみ世帯：20万円 6人以上の世帯：20万円 18歳未満の子供3人以上の世帯：20万円 上記以外の世帯：10万円	10万円
申請期日	排水設備等計画確認申請と同時に提出	排水設備等検査済証の発行日の翌日から30日以内	排水設備工事の完成日から30日以内	排水設備工事の完成日から30日以内
補助対象期間(供用開始から)	期限なし	期限なし	期限なし	期限なし

注意事項

- ・申請期日を過ぎたものは、受付することができません。申請期日は厳守いただくようお願いします。
- ・浄化槽切替補助金に関しては、年度内の申請希望の場合4月～翌年1月末までの申請とします。(1月末まで工事が完了するもの。)
- ・浄化槽切替補助金について、浄化槽の撤去写真・工事費用請求書又は領収書の写し添付必須となります。
- ・補助金振込先をゆうちょ銀行へ希望する場合、口座番号のわかるページの写しを添付してください。

上下水道管理図面の申請について

栗原市ウェブサイトにて、申請様式をダウンロードできます。必要事項を記入の上、申請いただきますようお願いいたします。

栗原市ウェブサイトページ

<https://www.kuriharacity.jp/w028/010/010/010/010/090/40036.html>

[🏠 トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [くらし・手続き](#) > [水道・下水道](#) > [水道](#) > [水道工事の申し込みについて](#)

- [給水装置工事着手届 \(A4判 1ページ\) \(WORD : 15KB\)](#)
- [給水装置工事完成届 \(A4判 1ページ\) \(WORD : 16KB\)](#)
- [給水装置工事完成図 \(A4判 2ページ\) \(WORD : 45KB\)](#)
- [給水装置工事完成図 \(記載例\) \(A4判 1ページ\) \(PDF : 221KB\)](#)
- [メーター保管証 \(A4判 1ページ\) \(WORD : 19KB\)](#)

● 配水管や給水管図面等の閲覧・交付申請

設計調査などで、配水管や給水管図面等の閲覧・交付申請する場合は、次の

[図面等交付申請書 \(A4判 1ページ\) \(EXCEL : 20KB\)](#)

こちらからダウンロードしてください。

● 水道加入金

加入金とは、新規の水道利用者の方が現在の水道施設を利用するにあたって、水道施設の整備費等を負担していただいているものです。

[メーターの口径](#) [金額 \(税込み\)](#)

○給水装置図面（宅内配管図）の申請について

給水装置図面を申請する場合、申請書内の委任状欄に記載いただきますようお願いいたします。また、給水装置図面が無い場合もございますので、ご了承ください。

栗原市戸別合併処理浄化槽設置事業（市設置型事業）について

1 主な変更点について

① 令和6年度市設置型浄化槽設置申請期限

人 槽	申請期限	工 期
5人槽 ～ 7人槽	令和6年12月6日（金）	4箇月程度
10人槽	令和6年11月15日（金）	
11人槽 ～ 50人槽	令和6年8月30日（金）	9箇月程度
51人槽 ～ 100人槽	令和6年6月28日（金）	

※1 11人槽以上の浄化槽については、必ず事前相談の上で申請をお願いします。

※2 浄化槽工事は、**令和7年2月28日**までに完成することになります（**工事完成検査を含む**）。

② 浄化槽の仕様は2020年度環境配慮型浄化槽適合機種とします。

（ブローアの消費電力：5人槽39W、7人槽55W、10人槽75W以下）

③ 都市計画法に基づく開発許可を得た新たな宅地造成に伴う浄化槽設置は対象外とします。

④ 公共下水道又は農業集落排水施設に隣接している土地への浄化槽設置は対象外とします。

2 申請する上での注意点

① 一般住宅以外での用途（工場、事業所、飲食店など）を計画の場合は、人槽算定に事業計画等の確認が必要です。また、建築主事に事前確認を必要とする場合もありますので、必ず事前協議してください。

② 浄化槽の人槽は、申請後に現地調査や聴き取りをした後に市が決定します。また、人槽の算定には建物の延べ床面積の数値が必要となりますので、新築家屋に浄化槽を設置する場合、建築確認申請の確認済証の写しを申請書に添付してください。

③ 浄化槽の施工場所が埋蔵文化財包蔵地や河川保全区域等である場合には、関係先との協議等が必要となりますので、早めの申請をお願いします。

※なお、県内の文化財・遺跡の場所については宮城県教育委員会文化財保護課のホームページでも確認できますのでご活用ください。

【参考】Web版遺跡地図「宮城県遺跡地図情報」（宮城県公式Webサイト内）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

④ 浄化槽工事にあたっては、施工場所への進入路や設置のための施工面積（例：7人槽で4メートル×5メートル程度）が必要であり、宅地の条件等によっては、浄化槽を設置できない場合があります。申請前に現地打合せを希望する場合は、上下水道部施設課の浄化槽工事担当までご連絡願います。

⑤ 標準設計を超える荷重がかかる場合の補強工事、放流ポンプ・臭突管等の設置維持管理に必要な費用は申請者負担となります。

⑥ 浄化槽を設置する土地の所有者が死去等によって存在せず、土地使用同意の承諾を得られない場合は、原則として相続する者に名義変更を行ってから申請をしてください。ただし、相続者が名義変更を確約する旨の誓約書及び前土地所有者との相続の関係を確認できる場合に限り、申請を認めるものとします。

3 申請書の記載にあたっての注意点

① 申請者署名欄は自筆し、実印で押印してください。印影が印鑑登録証明書と一致しているか確認してください。

② 電話番号については、内容確認や日程調整等で連絡する場合がありますので、**平日の昼**

間に連絡の取れる番号（携帯電話等）の記載をお願いします。

- ③工事の希望期間については、工事完了までの期間（10人槽まで4箇月程度、11人槽以上は9箇月程度）を考慮して日付を設定し記載してください。
- ④土地の所有者、地目等の記載にあたっては、全部事項証明での確認をお願いします。
- ⑤土地の使用同意書については、申請者と土地所有者が同一であっても、必ず記入してください。また㊟は**実印**での押印をお願いします。
- ⑥土地が共有名義の場合は、共有者についても記名押印をお願いします。

4 その他注意点

- ①排水工事施工業者と浄化槽設置工事施工業者が異なる場合、完成後に浄化槽の薬剤をどちらが開封するか事前に確認してください。
- ②浄化槽から放流される水について、その排水先によっては、申請者と近隣とのトラブルの原因となることがありますので十分に注意してください。

栗原市合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）について

1 主な変更点について

- ① 承認申請書の申請期限 **令和6年12月6日（金）** まで
浄化槽工事の完了期限 **令和7年2月28日（金）** まで
- ② 既設合併処理浄化槽の更新や改築の場合は補助対象外とします。
- ③ 令和3年度より、申請にかかわる帳票について、申請者本人による署名がされている場合に限り、押印は不要となります。

2 注意点

- ①個人設置型事業は、下水道全体計画区域内で、下水道が当分の間、整備されない区域（事業計画区域外）の住宅が対象となります。販売、賃貸借等営利を目的とした住宅は対象となりません。なお、将来的に下水道が整備された際は、供用開始と同時に下水道へ接続していただきます。
- ②本事業による補助金交付を希望する場合は、必ず事業承認を受けた上で浄化槽設置工事を行ってください。（住宅工事は着工して構いません。）
- ③設置工事は、必ず豪雪基準による荷重対策（支柱設置やスラブ拡張）を行ってください。荷重対策が行われていないときは、補助金を交付しません。

※【参考】申請の流れ

